

第 3 2 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 6 年 2 月 5 日

上富良野町農業委員会

第32回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成26年2月5日(水) 午前10時30分から午前11時10分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 11名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川裕見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	欠員	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	9	岡和田 淳
10	石橋 信次	11	富田 成一	12	青地 修
13	中瀬 実				

4 欠席委員

11	富田 成一				
----	-------	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6 議案第3号 土地改良法第3条第1項第4号及び同法施行規則第3条第1項の規定による申出について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局			主査	林下 里志
----------	--	--	----	-------

8 会議の概要

開会（午前10時30分） （着席）

事務局 全員ご起立ください。 「礼」 ご着席ください。

開会の宣言

事務局 只今より、第32回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
12番 青地 修 職務代理に合わせ、ご唱和ください。

青地
職務代理

「唱和」

事務局 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、11名であります。定数に達しておりますので、これより第32回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局」

事務局 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、8番 杉本隆一 君、9番 岡和田淳 君を指名いたします。

議長 日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。報告第1号朗読。

議長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

議 長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
草分地区農用地利用改善事業実施組合ほか、次のとおり利用権の設定(賃貸借3件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成26年2月5日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、内容を朗読いたします。諮問第1号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 賃24番、25番、26番について、提案に関する補足説明を願います。
「3番 白井一宏 委員」

白井委員 3番 白井です。諮問第1号 賃24番、25番、26番について、補足説明いたします。

1月23日に草分地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸3件の利用集積が成立いたしました。

賃24番 出し手 ○○線○○号の○○○○、受け手 ○○線○○号の○○○○、○○○○の規模縮小に伴う賃貸で、畑10a当たり4,500円、平成36年11月末日までの10年間で決定しております。

賃25番 出し手 ○○線○○号の○○○○、受け手 ○○線○○号の○○○○、賃貸借期間満了に伴う再処分、田10a当たり6,000円、平成36年11月末日までの10年間で決定しております。

賃26番 出し手 ○町○丁目○○の○○○○、受け手 ○○線○○号の○○会社 ○○○○、○○○○の規模縮小に伴う賃貸で、畑10a当たり4,000円、平成36年11月末日までの10年間で決定しております。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃24番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃25番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃26番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題と
いたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定
に基づき許可に可否について審議を求めます。
平成26年2月5日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たして
いると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議 長 議案第1号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「12番 青地 修 委員」

青地
職務代理

1 2 番 青地です。議案第 1 号 1 番について、補足説明いたします。

出し手 ○○線○○号の○○○○、受け手 ○○線○○号の○○会社○○○○、農業生産法人で水稻を主に経営をしております。○○○○の離農に伴い、「田」全部を今回売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第 1 号 1 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 5 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第 2 号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第 2 号について、ご説明いたします。
農地法第 5 条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
平成 26 年 2 月 5 日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
許可申請は、農業振興地域内の農用地区域ですが、農業用施設等建設のため、転用計画に問題はないと考えます。審議の資料として、農地法第 5 条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

議 長

議案第 2 号 1 番について、提案に関する補足説明を願います。
「10 番 石橋信次 委員」

石橋委員 10番 石橋です。議案第2号 1番について、補足説明いたします。

土地所有者は、〇〇会社〇〇〇〇さん、所在地は、〇〇地区となります。その場所に、〇〇会社〇〇〇〇が使用貸借により牛舎等を今回増設することとなりました。既存の牛舎は、平成23年6月に〇〇〇〇で建てております。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

白井委員 位置の確認ですが、図面の点線部分2か所を転用するという事でよいか。

石橋委員 土地の真ん中付近に既存の施設が建っており、その両脇に新たに牛舎などを建設する計画です。

中瀬会長 今回、所有者でなく転用者との使用貸借での申請となっているが、既存施設の転用の際も使用貸借で申請されていたのか。

事務局 平成23年になりますが、その時には土地所有者が〇〇会社〇〇〇〇でしたので、使用貸借ではなく、農地法第4条での転用でした。転用後に所有権移転を〇〇会社〇〇〇〇にしており、今回は使用貸借での転用となっているところです。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第3号「土地改良法第3条第1項第4号及び同法施行規則第3条第1項の規定による申出について」の件を議題といたします。
議案第3号を事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
「土地改良法第3条第1項第4号及び同法施行規則第3条第1項の規定による申出」について審議を求める。
平成26年2月5日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
平成26年1月8日付けで公告のあった道営土地改良事業に係る農地以外の土地について、土地改良事業に参加するための申出書が提出されましたので、受理の審議をいただくものです。
審議の資料として、申出書及び対象地について地図を添付してございます。以下、内容を朗読。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

長谷川委員 これは宅地から田になるということか。建物が建っているところもあるが、その部分は、どうなるのか。

事務局 基盤整備事業に、地目が宅地の部分がかかるという事です。図面では宅地のどこの部分が該当するのか表示しておりません。富良野土地改良区に計画図など資料請求しましたが、関係する具体的な図面が来ませんでした。申し訳ございません。添付しました図面の敷地部分全部が田として事業を行うことになるという事ではありません。

井村(悦)委員 この基盤整備事業で、暗渠パイプが宅地のところを通るなどの事由と思われる。そうした事由でも事業をする上では、宅地部分ならば申出が必要となってくる。

議長 ほかに質疑はありませんか。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。本日の日程は、全て終了いたしました。

第32回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 全員ご起立ください。 「礼」

以上、報告1件、諮問1件、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午前11時10分

上記第32回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成26年2月5日

上富良野町農業委員長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____